



高橋 健雄 議員
(無所属)

問

運転手付き公用車のあり方について伺う。

(1) 運転手付き公用車の財政負担であるが、職員給与、共済負担金、車両経費の合計金額を考慮すると厳しい行財政の中で公用車の民間委託の考えはないか。

(2) 町長に求められる資質であるが、町長就任後の行動を見せていただき、町長としての公務をこなしながら、自身の政治活動、公務をこなす行動力は評価しているが、見方を変えると公務と政務を混在させ公私混同と思われる行動があるがいかがか。イベントの挨拶回りをされているが過度の公用車の使用は私的利用と思うが、公私の基準を伺う。

町長 (1) 当該運転業務に従事している職員については、政策推進課に所属する職員として、運転業務に従事している時間以外には国土法の届け出受付業務や広報紙の発送業務、文書の收受業務など運転業務以外の業務にも従事してい

問 運転手付き公用車の民間委託を

答 守秘義務があり、迅速な行動も可能である職員による運行が望ましい

ることから、経費面での民間委託との比較は一概には難しいものと考えている。

また、公用車での移動中に、スケジュールが込み合っている場合や緊急時など、携帯電話で関係機関・団体や職員との連絡調整が必要となる場面も多くあり、会話の中には秘密保持を必要とする内容が含まれる場合もあることから、民間委託よりも守秘義務を有する職員の直営のほうが好ましいものと考えている。

加えて、突発的な事案が発生した場合においても、直営による運行のほうがより迅速な行動も可能であることなどを勘案すると、公用車については職員による運行が望ましいものと判断している。

(2) 公務・政務・私事などに関する基準について、平成18年の最高裁の判例にあるように、普通地方公共団体の事務に当たるか否かを判断した上で適切な立場での行動をとっている。

平成18年の最高裁の判例

「普通地方公共団体は、社会的実体を有するものとして活動しているものであり、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていることなどに照らすと、普通地方公共団体の首長が各種団体等の主催する会合に列席するなどの交際も、特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるのではなく、それが、普通地方公共団体の上記役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。」

再質問 (1) 他の公共団体の例からみて、秘密保守が問題になっていないことから、人的民間委託の方が安価であると考えられる。積算上、直営職員の約40%を人件費と算定するには無理があるのではないか。

(2) 突発的な事案が発生した時には、担当職員と同乗することで対応できないか。

(3) 町長の公務として会合に出席するなど情報収集する上で、社会通念上逸脱していると思われる会合の列席はないか。

答 (1) 民間委託の運転手についても守秘義務は生じるとは思うが、役場の職員と委託先の業者の職員との差が多少あると考えており、直営のほうが望ましい。また、直営の場合、緊急時に迅速な行動が可能であるという利点もあり、単純に金額の比較にはならない。

(2) 担当者が一緒について回ったほうが良い場合には、町長がその担当者と同乗させて行動する場合もあり、その案件によっていろいろな方法をとりながらやっている。

(3) 最高裁の判例、これはいわば法律であり、この考え方に従って、その行動が公務なのか政務なのか、全くプライベートなのかを分けて行動している。